

住居の玄関ドアが建造物損壊罪の客体に当たるとされた事例

——最高裁第一小法廷平成19年3月20日決定・刑集61巻2号66頁——

内 海 朋 子

1. 事実の概要

被告人は、離婚した妻Aの住居に押し掛けて面会を強要したり、電話をかけて暴言を吐いたりしていたが、Aが被告人の言動に屈しなかったことに苛立ち、夜間、携帯した金属バットで、A方玄関ドアを叩いて凹損させるなどした。このドアは、居室の出入り口に設置された、厚さ約3.5cm、高さ約200cm、幅約87cmの金属製開き戸で、建物に固着された外枠の内側に3個の蝶番で接合されていた。被告人の行為について、本件ドアは、建造物の一部をなし、建造物損壊罪の建造物に該当するのか、それとも器物損壊罪にいう器物に該当するのかが争われた。本件について、第一審の山口地裁下関支部平成18年3月31日判決は、建造物損壊罪の成立を認め、被告人に懲役2年を言い渡したが、被告人側は、本件玄関ドアは損壊しなければ取り外すことができないような状態にあったとはいえず、建造物の一部とはいえないから、建造物損壊罪には該当しないとして控訴した。控訴審の広島高裁平成18年9月28日判決は、「ある客体が、建造物損壊罪の対象となる建造物の一部であるかどうかは、その客体が、構造上および機能上、建造物と一体化し、器物としての独立性を失っていると認めるのが相当であるかどうかという観点からこれを決するのが相当である」との判断を下した。そのうえで、そもそも出入口および出入口ドアは、建造物にとっ

て設置が不可欠なものであり、「本件ドアは、外形上も構造上も建物の外壁の一部をなし、機能上も外壁の一部として、外界との遮断、防犯、防風、防音等の役割を果たす存在である」としている。

これに対し、被告人側は、①本件ドアは適切な工具を使用すれば容易に取り外しが可能であって、損壊しなければ取り外すことができないような状態にあったとはいえないから、器物損壊罪が成立するにすぎない、②とりはずしの際に損壊する必要が全く無く、独立に修繕を行うことが可能なドアに、比較的軽微な損傷を加えただけで懲役5年以下という重い法定刑が適用されるのは不当である、③ドアが建造物と強い一体性を有する訳ではなく、それ故に修繕費も2万5000円と低額に留まっている場合に、建造物損壊罪の規定を適用することは妥当性を欠く、と主張して、上告した。

2. 決定要旨

最高裁は、上告を棄却し、建造物損壊罪の成否について、職権で次のように判断している。まず一般論として①建造物に取り付けられた物が建造物損壊罪の客体に当たるか否かは、当該物と建造物の接合の程度のほか、当該物の建造物における機能上の重要性を総合考慮して決すべきである、としつつ、②本件ドアは、住居の玄関ドアとして外壁と接続し、外界との遮断、防犯、防風、防音等の重要な役割を果たしてい

るから、建造物損壊罪の客体に当たるものと認められ、適切な工具を使用すれば損壊せずに同ドアの取り外しが可能であるとしても、この結論は左右されない、よって、建造物損壊罪の成立を認めた原判断は、結論において正当であるとしている。

3. 従来裁判例

建造物に取り付けられた物が建造物損壊罪の客体たりうるかにつき、まず従来裁判例について検討する。

①毀損取り外し説

建造物損壊罪と器物損壊罪の限界づけについては、当該構造物を毀損しなければ取り外すことができない状態にあるかどうかを基準とするのが戦前の判例の傾向であった。大審院明治43年12月16日判決¹⁾は、「硝子障子ノ如キ器物カ建造物ノ一部ヲ構成スルモノト認メ得ルニハ建造物ノ外部タルト否トヲ問ワス単ニ硝子障子カ建造物ノ一部ニ建付ケアルノ一事ヲ以テ足レリトセス更ニ之ヲ毀損スルニアラサレハ取外シ得サル状態ニ在ルコトヲ必要トス」としている。このほか、「家屋ノ外圍ニ建付ケアル雨戸又ハ板戸ノ如キハ之ヲ損壊スルコトナクシテ自由ニ取外シ得ヘキ装置ナルニ於テハ家屋ノ一部ヲ構成セサルモノトス」とした大審院大正8年5月13日判決²⁾も毀損取り外しを基準としている。

戦後も、この毀損取り外しを基本にするのが実務の傾向であったとされている。放火の事案についてであるが、最高裁昭和25年12月14日判決³⁾は建具その他家屋の従物が建造物たる家屋の一部を構成するものと認めるには家屋の一部に建付けられているだけでは足りず、更にこれを毀損しなければ取り外すことができない状態にあることを必要とするとした上で、布団や畳は未だ家屋と一体となってこれを構成する建造物の一部といえない、としている。

下級審判決を見てみると、家屋内の鴨居・大

黒柱等をのこぎりでひくなどした行為を建造物損壊罪にし、同家屋内の戸障子等を毀損した行為を器物損壊罪にした名古屋高裁昭和32年9月12日判決⁴⁾、食堂の引違いガラス扉につき、「右ガラス扉は取り外しの容易な日本家屋の障子、ふすま、雨戸の類とは異なり、器具で固定されていてその取り外しは自在なものではないから、結局右ガラス扉は建造物の構成部分をなす」と判示した仙台高裁昭和55年1月24日判決⁵⁾などが毀損取り外し説を採用するものとして挙げられている。

②毀損取り外し以外の基準を採用する判決

以上のように、毀損取り外しを重要な基準とする判決がある一方で、このような基準を採用しない判決もみられた。

まず、毀損された構造物と建造物との接着がどの程度のものであるかという着眼点は毀損取り外し説と共通するものの、当該構造物を毀損しないで取り外せるかという基準とは異なる基準を用いる判決がある。大審院昭和7年9月21日判決⁶⁾は、建造物損壊罪は建造物の全部もしくは一部を損壊することによって成立するもので、瓦は家屋に付着して家屋と一体をなし別個の存在を有していないので、家屋の一部を構成している、とし、家屋と一体をなしているかを基準としている。また、一体性という用語は用いていないものの、毀損された構造物が建造物の構成部分であるかどうかを基準とする判決が戦前から存在していた。大審院明治35年3月17日判決⁷⁾は、家屋の表入口敷居の上に建ててある雨戸は、取り外すことができるかどうかを問わず、家屋の一部をなし、これを毀壊する行為は建造物毀壊罪（旧刑法417条1項）を構成すると判示している。また、大審院大正3年4月14日判決⁸⁾も、「天井は家屋に附属する造作に非ずして家屋の構成部分なるを以って天井板を取外す行為は建造物の損壊に外ならず」とした。

このように、毀損せずに取り外し可能かとい

う基準を用いない判決が登場した背景には、毀損された物が建造物において重要な構成部分である場合には、建造物損壊罪を否定すべきではない、との判断があったと考えられる。建造物損壊罪における「建造物」の概念について、判例・通説は、家屋その他これに類似する建築物を指し、屋根を有し壁又は柱によって支えられたものであって、土地に定着し、人の出入が可能なものとしている⁹⁾。この建造物の定義から、屋根・壁及び柱が建造物に該当することは明らかであり、屋根・壁・柱を構成する部分は建造物の本質的部分を構成しているといえることができる。そこで、大審院昭和7年判決の瓦については、屋根の一部であるという点が考慮されたのではないかと推測される。また、大審院大正3年判決の天井板については、天井は屋根・壁・柱ではないものの、屋根や壁に準ずるような天井は「家屋の構成部分」に該当するとして、毀損せずに取り外し可能かどうかを問わず、その構造上の重要性にかんがみて建造物損壊罪を構成するとの判断が働いたのではないかと思います。大審院明治35年判決の雨戸についても、壁に準ずるものとして取り扱われ、家屋の一部をなす、と判断されたものと考えられる。

戦後になると、毀損された構造物の取り外しの難易だけでなく、当該構造物の構造的・機能的側面をも考慮して、総合的な判断をする判決が見られるようになった。たとえば、仙台地裁昭和45年3月30日判決¹⁰⁾は、「刑法第260条所定の損壊行為の客体が建造物の一部であるか否かは、建造物損壊罪の本質に照らし、その客体の構造、形態、機能経済的価値および毀損しないで取りはずすことの難易度、取りはずしに要する技術等を総合検討し決せられるべきである」とし、毀損なく取り外すためには専門的知識・技術と作業経験が必要であった市議会議事堂の傍聴人入りのガラスドアについて、実質的に見て建造物の一部を構成する、と判断している。

また、東京高裁昭和55年6月19日判決¹¹⁾は、

「客体が器物であるか建造物の一部であるかは、それを毀損しないで取り外すことができるか否かのほか、右の取り外しの難易、客体の機能、構造等をも総合して検討するのが相当である」としている。そして、鉄筋コンクリート造り6階建ての1階部分にはめ込まれた壁面ガラス等は、社屋の内外を遮断し、防雨、防風、防音、防犯等の機能を有しており、また「はめ殺し」にされているため、破損した場合を除き、取り外すことはほとんど予定されておらず、取り外しは技術的に不可能ではないが難しい作業であることなどを総合すると、器物ではなく、建造物である社屋の一部をなしているものと認めるのが相当である、と判示している。

こうした中、注目されるのは、本件同様、ドアの損壊が問題となった大阪高裁平成5年7月7日判決¹²⁾である。大阪高裁平成5年判決は、「ある客体が、建造物損壊罪の対象となる建造物の一部であるかどうかは、器物損壊罪とは別に建造物損壊罪が設けられている趣旨を考慮し、第一次的に、その客体が構造上及び機能上、建造物と一体化し、器物としての独立性を失っていると認めるのが相当であるかどうかの観点から、これを決するのが相当である」としており、本件の控訴審判決に極めて近い構造を採っている。出入口及び出入口ドアの設置は建造物にとって不可欠であり、出入口ドアは外形上・構造上、建造物の外壁の一部をなし、機能上も、外壁の一部として外界との遮断、防犯・防風・防音などの役割を果たす存在であるとする点も、本件の控訴審判決の判断と同じである。本件控訴審判決との比較で特徴的なのは、そもそも毀損せずに取り外し可能かどうかの観点からは、本件玄関ドアの建造物性を左右する重要な基準とはなり得ない、と明言している点である。その点では、毀損取り外し基準を基本的に維持しつつ、客体の構造・機能等を加味する仙台地裁昭和45年判決や東京高裁昭和55年判決とは異質であるといえる。

もっとも、具体的な事案の判断においては、

大阪高裁平成5年判決も構造上及び機能上の一体性を検討する際に、建造物に強固に固着されていること、適合する器具等なしに玄関ドア本体を取り外すには、鈍器を用いるなど、強力な力で蝶番等を破壊しなければならないこと、あるいは、適合する器具を使用などすれば取り外しは一応可能であるが、玄関ドアは建具類の場合とは異なり、取り外し自在というには程遠く、老朽化や取替えを予定しない存在であることを考慮しており、毀損取り外しという観点を完全に放棄しているわけではない。

なお、大阪高裁平成5年判決は、前述の大審院昭和7年判決（屋根瓦について建造物損壊罪を肯定した事例）を引用している。

4. 本決定の位置づけ

それでは、本決定がこれらの裁判例の中においてどのように位置づけられるのかを検討していく。すでに紹介したとおり、建造物に取り付けられた物が建造物損壊罪の客体に当たるか否かという点に関して、毀損取り外しを要求する大審院明治43年判決と、毀損取り外し基準を用いることなく、建造物の一体化を検討する大審院昭和7年判決という、大きく2つの基準が実務において存在していた。そして、仙台地裁昭和45年判決や東京高裁昭和55年判決はいくつかの基準を並立させて要求するという判断形式を採っている。これに対し、今回の最高裁決定は、ある構造物が建造物といえるかにつき、一連の下級審判決と同様、総合判断を行うものではあるが、①建造物との接合の程度と②当該物の建造物における機能上の重要性を総合考慮して決すべきであるという判断基準を示し、さらに住居の玄関ドアについて、同罪の客体に当たるとの事例判断を示している。

下級審が、客体の構造、形態、機能、経済的価値、毀損しないで取り外すことの難易度、取り外しに要する技術等々を列挙していたのに比べて、最高裁は2つの基準のみに絞っており、判断基準が簡潔になっているのが注目すべき点

であるといえるだろう。しかしながら、2つの基準のうち、どちらの判断基準に重きを置くのか、両者の関連性、より具体的な判断基準は何か等の問題についての解決方法は、明らかではない。そこで、2つの基準相互の関係がどのようなものであるかを控訴審判決の判断と比較して検討してみたいと思う。

控訴審の広島高裁は、「構造上及び機能上、建造物と一体化し、器物としての独立性を失っているかどうか」を判断の基準としていた。このような建造物との一体化及び器物としての独立性の消失に着眼する立場は、毀損せずに取り外しが可能かという基準とは異なる基準を採用するものといえる。もっとも、「本件ドアは、建物自体に固着された外枠の内側に、蝶番により接合固定されており、外枠と本件ドア本体とは構造上および機能上一体化するとともに、両者は建物に強固に固着して、適合する器具等なしに本件ドア本体を取り外すには、鈍器を用いるなど強力な力で蝶番等を破壊しなければならないと認められるから、本件ドアは建物と一体化しているということが出来る。そうだとすると、本件ドアは、構造上も機能上も建造物の一部をなすものと認めるのが相当」である、ともしている。このように、構造上および機能上一体であるかどうかの判断の下部基準として、取り外しの難易という基準を組み込んでいるのである。

しかし、取り外し基準はもっぱら構造上の一体性に関わる基準であって、機能上の一体性の基準は別途考慮すべきであるように思われる。すなわち、広島高裁の判断でいえば、建造物にとって設置が不可欠なものであること、外界との遮断、防犯、防風、防音等の役割を果たす存在であることといった要素が、機能的一体性の判断基準に関係する要素だと考えられる。

この点最高裁は、構造面と機能面の判断を明確に区別している点が特徴的である。すなわち、最高裁の判断形式では、接合の程度という基準を用いて、従来建造物との一体性や毀損せずに

取り外し可能かなどの基準において扱われてきた構造面の問題を扱うこととし、機能面については別途、外界との遮断、防犯、防風、防音等といった建造物としての機能を考慮することが可能になる。

なお、接合の程度や当該物の建造物における機能上の重要性という2つの要件は、考慮すべき事情を例示列挙しているにすぎないと解釈も可能、とする見解もあろう¹³⁾。しかしながら、本決定は、実務において毀損取り外しと独立性の消失という2つの判断基準が存在し、相互の関係が明らかでなかったために下級審の判断にばらつきがあったのを調整し、考慮すべき要素を2つの大きな基準の中に統合することを目指したのだと思われる。本決定は、接合基準においては、従来の毀損取り外し基準や構造上の一体性の基準を取り込み、機能の重要性基準においては、大審院昭和7年判決の流れを受け継ぐ大阪高裁平成5年判決の機能上の一体性基準を取り込むことによって、2つの基準を矛盾無く取り込もうとしたのだと思われるのである。また、2つの基準の関係については、従来毀損取り外し基準を採用しなかった判決が、毀損された構造物が建造物において重要な機能を有している点に着眼していたことにかんがみると、機能上の重要性が高ければ接合の程度が低くてもよいが、機能上の重要性が低い場合は高度な接合を要求する、という関係に立っていると考えられる¹⁴⁾。

次に、接合と機能上の重要性という2つの基準が、ドアに関してどのように適用されるのかを考察していこう。まず、接合の程度については、外壁と接合しているという点を指摘するのみで、取り外しの難易には触れていない。控訴審判決が、ドアの接合の態様を細かに説明し、適合する器具等がなければ破壊することなく取り外しできないとしているのとは、対照的である。本件では、ドアの取り外しについて適合する器具を用いさえすれば毀損せずに取り外しが可能である、と被告人側が主張して上告してい

るが、今日では、適切な工具等を用いれば毀損なく取り外すことができる部材が建造物に多く用いられていることに照らせば、毀損せずに取り外し可能かという基準は適切な結論を導きえないといえるだろう。本件の判例評釈の中にも、少し持ち上げれば簡単に取り外せる引き戸式のドアや、手近な工具で容易に着脱できる仮設住宅の玄関ドアなどについて、建造物損壊罪の客体に当たらないことになるのは不合理であると指摘するものがある¹⁵⁾。この点、最高裁は接合という新たな基準を用いることにより、毀損取り外し基準のこのような難点を回避している。

そこで、毀損せずに取り外し可能かという基準は最高裁によってもはや放棄されたのではないかとの疑問も生じてくる。しかしながら、建造物において重要な機能を有しているドアの場合においては毀損取り外し要件は重要でないが、機能面における重要性が欠ける構造物の場合には、毀損取り外しが重要な判断要素になる可能性もあり、毀損取り外し基準が完全に放棄されたとはいえないと思われる¹⁶⁾。

次に、ドアの有する建造物における機能についてだが、最高裁は、機能上の重要性判断においてドアの機能について、外界とのシャ断、防犯、防風、防音等といった機能を果たしているとしており、その重要性の高さを認めている。この点は、大阪高裁平成5年判決や控訴審判決の立場を支持しているといえるだろう。最高裁が挙げる建造物の有する機能として、少なくとも外界とのシャ断、防犯、防風が重要であることは争いが無いといえ、ドアもそのような役割を果たす部材であると考えられるので、このような判断は妥当であるといえる。また、その内実に踏み込んでいる点で、建造物の内外を仕切るもの、という判示よりも具体的な内容を持つものになっている。もっとも、近時、建造物の果たす機能の中に、美観を含める見解が有力になっており、この点との関連が問題となる。本決定の後、広島高裁平成19年9月11日判決¹⁷⁾が出されているが、広島高裁は本決定

で提示された基準に従いつつ、外壁について、建物の一部である北側外壁ないし支柱状の外壁と全面的に接合しているとしたうえで、玄関ポーチを外界から遮断し、玄関ポーチおよび玄関アプローチが防犯、防風等の機能を果たしているのみならず、建物の出入口として、建物の顔ともいべき玄関の構えの一部を構成して、外観ないし美観の点からも一定の機能を有しているとしている¹⁸⁾。しかしながら、美観をも建造物の機能に含ませるかは疑問であり、少なくとも重要な建造物の機能とはいいたいことから、接合の程度がよほど強度でないかぎり、美観という機能のみで建造物該当性を肯定するのは困難であろうと考えられる。

5. 結論

毀損された構造物が建造物損壊罪における建造物に該当するか、器物損壊罪の器物にとどまるかの問題について、戦前は、毀損取り外し基準が原則であって、これを考慮しない判決は例外的な存在であったと考えられる。しかしながら、戦後、毀損取り外し基準のほか、当該構造物の機能等を考慮し、複数の基準を組み合わせる総合的に判断する判決が多く見られるようになった。こうした事情から、毀損取り外し基準を維持するのか否かという点も含め、この問題について新しい基準が最高裁によって呈示されることが期待されていたものと考えられる。このような要請に対し、最高裁は本決定において、毀損取り外し基準を維持しながらそのほかの事情として当該構造物の建造物における機能等に着眼するという従来の下級審判決において採られた手法を、より一般化可能なものとするために、接合の程度と機能上の重要性という2つの基準を呈示し、様々なファクターをこれらの基準の中に盛り込むことを試みたのだと思われる。すなわち、建造物全体の中で重要な機能を果たしている部分については強い接合を必要とせず、それ以外のものは強い接合を要求するという形で、両基準を総合的に考慮する、という

ことになるだろう¹⁹⁾。学説においても、建造物損壊罪の客体に当たるか否かの基準として、接合と機能上の重要性を総合考慮する本決定の立場を支持する見解は多い²⁰⁾。

また、毀損取り外し基準については、適合する器具等を使用などすれば取り外しは一応可能であるがそうでない場合は鈍器を用いるなど強力な力で蝶番等を破壊しなければならない、技術的に不可能ではないが難しい作業である、専門職人の手をわずらわせるまでもないが、通常は容易に取り外すことができない、素人ではできず専門業者4名で1時間ぐらひは要する等々、毀損が必ずしも絶対的な判断基準となっておらず、要件が緩和される傾向にあるうえ、その判断内容において、時間や、取り外しを行う主体、費用など様々な要素が考慮され、混乱が生じていた。たしかに、取り外しが困難な場合には、取り外しの費用等がかかり、毀損された場合の経済的ダメージは大きいといえる。建造物損壊罪は一般に財産犯だと考えられているため、民法上の付合における毀損取り外しを基準とする学説を参考にしつつ²¹⁾、毀損を必要としない場合であっても復旧に相当程度大きな費用を要するケースについて建造物損壊罪を認めることにも一定の合理性が存するといえるだろう。

しかしながら、建造物損壊罪には結果的重重犯として建造物損壊致死傷罪の規定がある。また、5年以下の懲役という建造物損壊罪の法定刑と3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料という器物損壊罪の法定刑との差は、建造物と器物の財産的価値の差のみで説明できるかについては疑問が残るだろう。そこで、建造物損壊罪の保護法益を財産以外に求める見解もある。すなわち、時価1億円のダイヤモンドでも器物損壊罪になるのであって、建造物損壊罪と器物損壊罪における法定刑の違いは財産的価値の大小が影響しているわけではなく、建造物には人が出入りするため、生命・身体の安全やプライバシーの

保護などが保護法益として考慮されているのではないかとするのである²²⁾。建造物損壊罪がプライバシーまでも保護の対象としているかどうかは疑問が残るが、少なくとも建造物には閉じられた空間において人間を風雨から保護する役割があり、その建造物を損壊する行為は生命・身体に対する危険を内包するものといえるだろう。したがって、建造物損壊罪は、生命・身体を保護する規定であるとも考えられ、ある物が建造物の一部であるかどうかについては、建造物の有する生命・身体の保護機能に着目する必要があり、当該物が、建造物の一部として生命・身体の保護に重要な機能を果たしているのかの観点から決することには合理性がある。そうした点から、本決定には大きな意義があると考え²³⁾。

注

- 1) 刑録16輯2188頁。
- 2) 刑録25輯632頁。
- 3) 刑集4巻12号2548頁。
- 4) 裁特4巻18号474頁。
- 5) 判タ420号148頁。
- 6) 刑集11巻1342頁。
- 7) 刑録8輯3巻37頁。
- 8) 法律新聞940号26頁。
- 9) 大審院大正3年6月20日判決・刑録20輯1300頁。
- 10) 刑月2巻3号308頁。
- 11) 刑月12巻6号433頁。
- 12) 高刑集46巻2号220頁。
- 13) 関哲夫「住居の玄関ドアが、適切な工具を使用すれば損壊せずに取り外しが可能であるとしても、建造物損壊罪の客体に当たるとされた事例」刑事法ジャーナル9号(2007年)159頁。
- 14) なお、この点につき横内豪「判例研究 建造物損壊罪における『建造物』」上智法学論集52巻3号(2009年)178頁は、建造物と物理的に一体といえるまでに接合していることを建造物該当性の判断の前提とする。玄守道「金属製玄関ドアが建造物の一部に当たるとされた事例」法学セミナー増刊・速報判例解説2号186頁も、毀損基準の完全な放棄を疑問視する。さらに、処罰範囲の拡大を危惧するものとして、城下裕二「住居の玄関ドアが建造物損壊罪の客体に当たるとされた事例」平成19年度重要判例解説(2008年)184頁。
- 15) 松田俊哉「建造物に取り付けられた物が建造物損壊罪の客体に当たるか否かの判断基準」ジュリスト1342号(2007年)182頁、同・「1建造物に取り付けられた物が建造物損壊罪の客体に当たるか否かの判断基準 2 住居の玄関ドア建造物損壊罪の客体に当たるとされた事例」最高裁判所判例解説刑事篇平成19年度41頁等。
- 16) 箭野章五郎「刑事判例研究(2)一. 建造物に取り付けられた物が建造物損壊罪の客体に当たるか否かの判断基準 二. 住居の玄関ドアが建造物損壊罪の客体に当たるとされた事例」法学新報115巻1・2号(2008年)213頁、松田「建造物に取り付けられた物が建造物損壊罪の客体に当たるか否かの判断基準」(前掲注15)182頁。
- 17) 公刊物未登載・門田成人「外壁の落書きによる建造物損壊罪」法学セミナー638号(2008年)124頁。
- 18) 本件は自動開閉式シャッターに、有機溶剤成分入りの緑色のスプレー式合成樹脂塗料を吹き付けて落書きをしたという事案である。本件シャッターは、本件建物の北側外壁に密着して取り付けられており、その構造に照らし、容易に取り外すことができず、本件建物との接合の程度は強いと認められること、居宅兼車庫として建築された本件建物の1階部分に設けられた車庫の出入口であり、居宅ないし車庫と外界との遮断、防犯、防風、防音等の重要な機能を果たしていることなどを総合すると、刑法260条前段にいう「建造物」の一部であると認めるのが相当である、とされた。
- 19) 井上宏「建造物損壊に当たるとされた一事例」研修555号(1994年)31頁以下。
- 20) 前田雅英『刑法各論講義第4版』(2007年)355頁、山口厚『刑法各論第2版』(2010年)357頁、伊東研祐『刑法講義各論』(2011年)247頁等。
- 21) 瀧賢太郎・名取俊也「器物損壊等」大塚仁・河上和雄・佐藤文哉・古田佑紀編『大コンメンタール刑法第2版第13巻〔第246条～第264条〕』(2000年)567頁。
- 22) 大谷實・前田雅英『エキサイティング刑法〔各論〕』(2000年)215頁。
- 23) 大谷・前田『エキサイティング刑法〔各論〕』(前掲注22)214頁。改正刑法草案は、365条に過失建造物破壊罪を新設していた。飯田英男「建造物損壊及び同致死傷」大塚仁・河上和雄・佐藤文哉・古田佑紀編『大コンメンタール刑法第2版第13巻〔第246条～第264条〕』(2000年)563頁参照。

